



第30-1号

笛吹畠かんだより

平成30年4月1日発行



(甲州市勝沼町のブドウ畠から眺望する受益地風景)



ください
ご安心果菜

このシンボルマークと
「ご安心果菜」は
笛吹川沿岸土地改良区の
登録商標です。

－ 目次 －

理事長あいさつ／専務理事の就退任／理事長表彰	P2
平成30年度予算／平成28年度決算	P3
組合員の皆様へ（総務課）	P4
総代選挙の実施及び役員の選任／経常経費の値上げ	P5
末端施設の維持管理について（管理課）	P6
維持管理協定の締結／農地中間管理機構のご利用を	P7
21世紀創造運動／リーフレット申込	P8

笛吹川沿岸土地改良区	検索
①↑入力	②クリック

検索サイトで『笛吹川沿岸土地改良区』と入力して下さい。

笛吹川沿岸土地改良区

山梨市小原西993番地 TEL 0553-22-2469/FAX 0553-22-7627

理事長あいさつ



理事長 高木 晴雄
(山梨市長)

は従来どおり対応してまいりますので、ご承知おきください。

次に、国営の基幹水利施設についてですが、長寿命化を図るため「機能保全事業」を導入しており、6年が経過したところです。現在までの進捗率は事業費ベースで51%ですが、本年度末には中央管理所に新しい水管理施設が完成し、効率の良い運用が期待されています。今後も国の笛吹川沿岸支所のご協力のもと、順次、補修や改修を進めてまいります。

また、国営施設から派生する県営施設についても近年経年劣化が激しく、突発的事故や故障などが頻繁に発生し、維持管理費の増嵩の原因を作っています。これらについては改良区で対応していますが、修繕工事によっては断水など、ご迷惑をおかけしますがご協力を願います。

さて、土地改良区の意志決定機関であります総代会が次頁のとおり開催されました。平成30年度の当初予算については、一般会計では、事務事業の創意工夫や負担軽減対策を講じていますが、維持管理費の増嵩に対処するよう、やむを得ず管理費を1%強ほど値上げをお願いいたします。各種の特別会計においては前年度同様の必要額を計上し予算編成を行いました。

これからも、改良区役職員一同、施設の管理・運営に万全を期すとともに、各種の事業を活用した取り組みや、新しい課題にも積極的に挑戦したいと思っており、組合員の皆様の一層のご支援ご協力を願い申し上げ、挨拶いたします。

専務理事の就退任について

平成30年4月1日付けで、荻原修氏が専務理事に就任いたしましたので、ご報告いたします。



新専務理事 荻原 修

この4月より専務理事を仰せつかりました。よろしくお願いします。地元の山梨市に住み、これまで、峡東地域の農業・農村整備事業には何度もかかわってきました。理事長の下、農業用水の安定供給を図ることにより、管内の農業生産の向上や土地改良区の発展のために微力ではありますが、期待に応えるよう与えられた職務に精励したいと思います。組合員の皆様には、なお一層のご支援ご協力を願い申し上げます。



前専務理事 横田達夫

横田氏におかれましては、平成24年10月に専務理事に就任されて以来、常勤理事として事務局の統括を行い、円滑な事務事業の運営等にご尽力されました。

在任中は、長年の懸案事項であります施設の長寿命化や管理の軽減を図る目的で新設された「国営施設機能保全事業」の導入に注力し、土地改良区の経営基盤の強化に向けて大きく貢献されました。

長年のご尽力に敬意を表し、お礼を申し上げます。

理事長表彰について

平成30年3月9日開催の通常総代会において、永年にわたり功績のあった藤原一浩管理課長に感謝状が贈呈されました。

藤原氏におかれましては、昭和62年4月に土地改良区に採用されて以来31年間に亘り勤務され、平成30年3月31日をもって退職されました。

長年のご貢献に敬意を表し、お礼申し上げます。



平成29年度 通常総代会開催

平成30年3月9日、山梨県市町村職員共済組合保養所『ホテルやまなみ』において、総代79名中64名のご出席をいただき、通常総代会を開催いたしました。

議長に笛吹市の宮澤黎夫総代を選任し、議事については21議案が審議され、平成29年度諸会計補正予算、平成30年度諸会計予算等、全議案が原案どおり可決されました。



平成30年度 各種会計予算総括表

(単位:千円)

会計名	予算額
一般会計	446,359
国営事業特別会計	140,620
県営事業特別会計	73,963
転用決済金特別会計	49,107
繰上償還特別会計	331
太陽光発電事業特別会計	16,002
国営笛吹川沿岸太陽光発電事業特別会計	8,301

平成30年度 一般会計収入支出予算

収入 (単位:千円) 支出 (単位:千円)

科目	予算額	科目	予算額
組合費	202,280	事務所費	148,067
使用料	1	維持管理費	217,190
補助金	42,274	適正化事業	57,240
補償費	112,000	借入金返済利子	100
適正化事業	38,700	選挙費	3,500
寄付金	1	繰出金	13,313
雑収入	2,530	雜支出	2,580
負担金	35,140	予備費	4,369
繰入金	7,503		
繰越金	5,930		
収入合計	446,359	支出合計	446,359

平成28年度一般会計・各種特別会計決算報告

会計別決算状況

(単位:円)

会計名	収入合計	支出合計	繰越額
一般会計	489,061,374	458,880,674	30,180,700
国営事業特別会計	140,963,300	140,350,000	613,300
県営事業特別会計	94,210,966	93,710,966	500,000
転用決済金特別会計	49,693,694	3,886,248	45,807,446
繰上償還特別会計	265,979	265,979	0
太陽光発電事業特別会計	15,650,605	15,520,027	130,578
国営笛吹川沿岸太陽光発電事業特別会計	7,456,811	7,456,811	0

基金・積立金等

(単位:円)

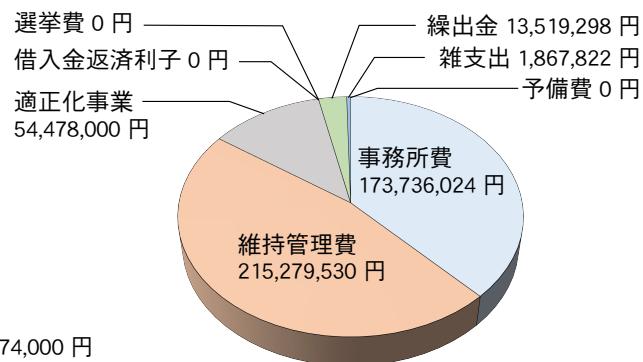
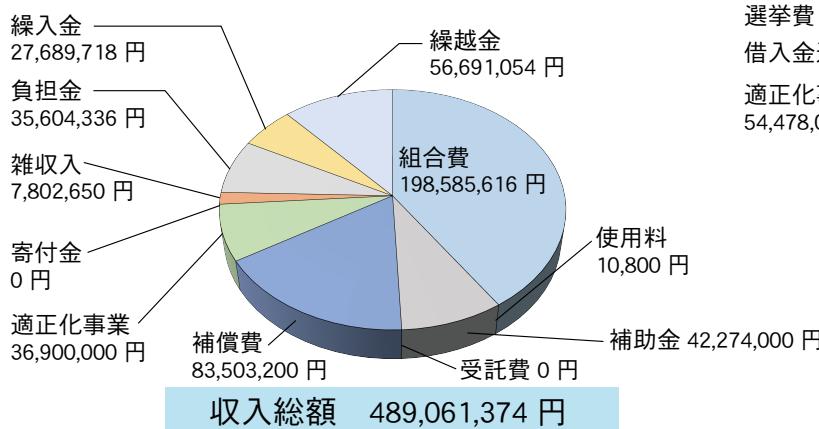
基金・積立金等	年度末残高
職員退職手当支給準備基金	143,401,044
財政調整基金	118,919,948
償還対策基金	134,527,676
総代選挙執行積立金	3,149,571
事務所建設・移転準備基金	300,000
山梨県信用農業協同組合連合会出資金	50,000
フルーツ山梨農業協同組合出資金	3,000
国営未処理用地の処理に係る補償金	26,087,903

負債(区債)

(単位:円)

取引金融機関等	年度末借入残高
(株)日本政策金融公庫	283,959,149
フルーツ山梨農業協同組合	107,870,552
山梨県	2,203,188,000

平成28年度 一般会計収入支出決算内訳



組合員の皆様へ！ こんなときは届出が必要です！

▶名義等が変更したとき（土地改良法第43条）

土地改良区へ組合員資格得喪通知書の提出が義務付けられています。

- 組合員の死亡等による農地の相続
- 農地の売買、贈与等による所有権の移転
- 経営移譲
- 組合員の住所を変更



▶権利義務の継承について（土地改良法第42条）

土地改良法第42条の規定に基づき新資格者が権利義務を継承することから、**対象となる土地に滞納賦課金がある場合には滞納金も継承することになります**ので、土地の移転手続きの際には、必ず清算を行って下さい。

▶受益地を農地以外に転用するとき（土地改良法第42条第2項）

受益地区除外申請の届け出並びに転用決済金の納入が必要となります。

また、畠かん受益地区から除外する場合は、他の加入者の利用を妨げないための工事が必要となり、畠かん施設の移設・改築を行うため、協議書の提出が必要となります。

※公共事業による転用の場合は、事業主体が届け出るのか？加入者が届け出るのか？事業主体との協議が必要となります。

- 宅地・駐車場・店舗等へ転用する場合
- 公共事業用地（道路等）に転用する場合

笛吹畠かん県営事業費償還金の繰上償還について

畠かん県営事業費償還金の一括償還を行うことが出来ます。（毎年12月20日締め切り）

平成30年度 賦課金の徴収期日の決定！

1期賦課金（経常費賦課金）

………平成30年 6月25日（月）

2期賦課金（特別賦課金）

………平成30年11月26日（月）

賦課金の徴収方法

- 農業協同組合口座より自動引き落とし
- 現金直接納入

賦課金の期限内納入にご協力をお願いします！

賦課金滞納者の財産差押えの継続執行

賦課金滞納者については、受益農家の公平・公正を図るため、土地改良法及び関係法令に基づき、山梨県知事の認可を受け、不動産・預貯金等財産の差押を実施しております。

現在未納がある方に対しては、滞納処分対象者として、手続きを継続して執行しておりますので、至急納入して下さい。

※ご相談等されたい場合には、土地改良区 総務課まで
(電話) 0553-22-2469

税務署からのお知らせ

譲渡所得の確定申告の際、譲渡を目的として土地改良区に支払われた農地転用決済金等が、譲渡費用として控除されることとなりました。

詳しくは税務署の
資産課税（担当）部門に
お尋ね下さい！



任期満了に伴う総代選挙の実施及び役員選任のお知らせ

土地改良区の総代及び役員(理事・監事)の“**任期は4年**”であり、本年が改選の年となります。

総代 80名

総代会は土地改良区の最高議決機関であり、重要事項の決定に参画していただきます。

任期満了日 平成30年8月10日

改選後の任期

平成30年8月11日～平成34年8月10日

役員(理事34名・監事2名)

理事会は土地改良区の執行機関であり、今後の組織運営方針や重要事項を審議していただきます。

任期満了日 平成30年9月9日

改選後の任期

平成30年9月10日～平成34年9月9日

選挙区と総代定数

選挙区	選挙区域	総代定数
第1選挙区	甲州市塩山地区	5名
第2選挙区	甲州市勝沼地区	7名
第3選挙区	山梨市山梨地区	13名
第4選挙区	山梨市牧丘地区	3名
第5選挙区	笛吹市春日居地区	2名
第6選挙区	笛吹市石和地区	1名
第7選挙区	笛吹市御坂地区	8名
第8選挙区	笛吹市一宮地区	12名
第9選挙区	笛吹市八代地区	7名
第10選挙区	笛吹市境川地区	6名
第11選挙区	甲府市中道地区	7名
第12選挙区	中央市豊富地区	5名
第13選挙区	市川三郷町三珠地区	4名
計		80名

被選任区と役員定数

被選任区	被選任区域	役員数	
		理事	監事
第1被選任区	甲州市塩山地区	2名	
第2被選任区	甲州市勝沼地区	3名	
第3被選任区	山梨市山梨地区	2名	
第4被選任区	山梨市牧丘地区	2名	
第5被選任区	笛吹市春日居地区	2名	
第6被選任区	笛吹市石和地区	1名	
第7被選任区	笛吹市御坂地区	3名	
第8被選任区	笛吹市一宮地区	3名	
第9被選任区	笛吹市八代地区	2名	
第10被選任区	笛吹市境川地区	2名	
第11被選任区	甲府市中道地区	2名	
第12被選任区	中央市豊富地区	2名	
第13被選任区	市川三郷町三珠地区	1名	
員 外		6名	1名
学識経験者		1名	
計		34名	2名

消費税法改正等に伴う土地改良区の経常経費の値上がりについて(お願い)

平成27年4月に消費税法の一部が改正となり、平成31年10月1日より消費税率が現行の8%から10%へ引上げされることとなりました。

また、近年施設の老朽化に伴う緊急性の高い補修工事が年々増加傾向にあり、平成29年度の一般会計においては、維持管理費の予算が大幅に不足し、財政調整基金から取り崩しを行いました。土地改良区では組合員の負担軽減を第一に考え経費節減等に努めておりますが、さらなる経常経費の値上がりを余儀なくされている現状です。

大変厳しい状況下ではありますが、組合員の皆様方のご理解・ご協力をお願いいたします。

重要です！



畠かん施設は地域の財産！日々の点検・管理が大切です

圃場内の散水施設及び電磁弁・給水栓等は自分の農機具であるという認識をしていただき、日常の施設管理をお願いします。

▶ 散水方法について

- 電磁弁設置地区は自動散水が原則ですが、ハウス栽培等については、ブロック長と協議をして下さい。
- バルブ散水地区では、バルブの開閉時に無理な力の入れすぎに注意して下さい。
- ※ **圃場までの常時通水は、漏水発生時に表土流失等の原因になり、また、管理費の増嵩につながるので絶対にしないで下さい。**

▶ 冬季の管理について

- 電磁弁ボックス内に、発泡スチロール等を入れ、ビニールで覆って下さい。
- 給水栓は、不凍栓バルブを閉じて、上部のバルブを開けて下さい。
不凍栓が無い場合は、防寒対策（布・ビニール等を巻くなど）をして下さい。
- 冬季の散水は、道路に飛散すると凍結しスリップ事故につながる恐れがあるので、注意して下さい。
- ※ **凍結による給水栓バルブ破損の場合は、各ブロック負担になります。**

▶ 春先の一斉散水について

- 制御器、電磁弁及びスプリンクラーの使い始めの時期（3～4月）に故障が集中するため、即時対応が出来ない場合があります。
早めの散水試験と圃場内バルブ及びスプリンクラーの整備・点検をお願いします。

▶ 圃場バルブについて

- 圃場内散水バルブより先は個人管理になっています。
バルブ故障は個人負担ですので、力の入れすぎには注意して下さい。
圃場内バルブに限らず、**故意・過失による畠かん施設破損については、個人負担**になります。

漏水が発生したら、まず止水！止水処理については、各ブロック長へ連絡を

発見者 → ブロック長 → 土地改良区



- ▼発生場所（分水名・ブロック名・電磁弁番号）
- ▼状況報告（漏水・水が出ない・機器故障等）
- ▼通報者及び関係者の氏名・連絡先



※日頃から止水箇所を確認し、作動確認も定期的に行って下さい。

※**給水栓の不凍栓バルブの故障が多発しています。使用時は特に注意して下さい。**

冬季における給水栓の不凍栓バルブの取扱い及び操作方法



不凍栓の故障は急激なハンドル開閉が原因。
ゆっくり開閉して下さい。



バルブを開けないと立上り管内の水は排水されません。



不凍栓が無い場合は、防寒対策として布やビニールを巻いて下さい。

- 不凍栓は凍結期のみ使用として下さい。
- 日常的な不凍栓開閉は、故障の原因になります。
- 不凍栓は白色・緑色又はオレンジ色があり、開閉の回転数が異なります。

農家負担軽減につながる維持管理協定（13地区のうち9地区締結済）

国営事業により造成されたファームポンド（調整池）は、火災発生時の防火用水としての機能を併せ持っており、この多面性に着眼し地域と一体となって施設管理体制を構築することが、この事業の目的です。

【事業名】国営造成施設管理体制整備促進事業『管理体制整備型』

【実施期間】平成30年度～平成34年度(第4期) 【補助額】42,274千円(国50%・県25%・市町25%)

【主な管理の範囲】ファームポンド（調整池）内及び周辺除草、給水栓の点検及び凍結対策等



（除草作業の様子）

【維持管理に参画している9箇所の行政区】

右岸1分水 山梨市牧丘町窪平区・替地区、右岸2-2分水 山梨市久保区・紺屋区・西区・藤ノ木団地自治会、右岸2-3分水 山梨市市川区、左岸2分水 甲州市塩山下萩原区、左岸3-1分水 甲州市塩山牛奥区、左岸3-2分水・左岸3-3分水 甲州市勝沼町菱山第1区、笛吹畠かん菱山管理運営委員会、左岸6分水 笛吹市境川町大黒坂区、左岸7-1分水 笛吹市境川町大窪区

【地域貢献活動に参画している企業】 鉄建建設(株) 東京支店

農地中間管理事業をご利用ください。

後継者がいない、また農地を相続したが事情により耕作が出来ない場合等

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構が農業経営のリタイア、規模縮小などを理由に農地を貸したい農家（所有者）から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている担い手（借受者）に貸し付ける制度です。

- 公的な機関（農地中間管理機構）が農地を預かるため安心して貸し出せます。
- 貸し付けにあっては地域農業に配慮し、「人・農地プラン」等で位置づけられた担い手に農地を集約して貸付、有効利用出来るようにします。



【ご相談窓口】 関係市町農業委員会または山梨県農業振興公社までお願いします。

21世紀創造運動の取り組み

平成29年8月20日(日)山梨市三富地内「道の駅みとみ」特設会場において、第12回笛吹川源流まつりに土地改良区の役職員と関東農政局西関東土地改良調査管理事務所の職員とともに参加いたしました。

今回は、平成29年3月14日に受益地である峡東地域(甲州市・山梨市・笛吹市)が日本農業遺産に認定されたことを受け、県内外の非農家や地域住民に農業農村が果たす役割等や魅力を発信するため、ブドウの試食を行いながら展示パネル等を掲示し、幅広く周知しました。

これからも役職員一同積極的にイベント等に参加し、21世紀創造運動を展開してまいります。



(峡東地域の果樹農業システム)

(笛吹川源流まつり)

笛吹川名水育ち「ご安心果菜」リーフレット好評販売中!

当土地改良区では、笛吹ブランドの確立に向けた取り組みを積極的に行っております。

平成21年度から販売を開始いたしましたリーフレットは、現在まで約97,000枚を売り上げ、多くの皆様方のご購入をいただいております。

ぜひこの機会にリーフレットを活用し、笛吹川名水で育った安心・安全な農産物のPRをしてみませんか?



宅配にも活用して
いただいております!



規 格	B5判
価 格	1枚 8円
利用方法	宅配、直売所(観光農園)他
注意事項	笛吹畑かん加入地で作られた農産物のみご使用下さい。

オリジナルのPRコメントを入れることが出来ます!

◆生産者名 ◆住所 ◆電話番号
◆取扱農産物 ◆PRコメント

▼ お申し込み方法 ▼

土地改良区へ直接お問い合わせいただくか、ホームページより申し込み用紙をダウンロードし、必要事項をご記入の上、土地改良区へ提出して下さい。

笛吹川沿岸土地改良区 総務課まで (電話)0553-22-2469